

固定価格買取制度の改正に関する意見書(案)

温室効果ガスの排出を削減するための新たな枠組みを決めることを目的に、パリ市において、C O P 2 1 が開催された。地球全体で、今世紀末までの気温の上昇を産業革命前と比較して2度未満に抑えるために、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの割合を高めていくことなどが、各国において喫緊の課題となっており、日本においても、再生可能エネルギー普及施策として平成24年7月から固定価格買取制度（F I T）が実施されている。

しかし、平成27年1月から、電力会社が再生可能エネルギー電力の送電線への接続抑制を行えるようになったため、東京電力管内でも、一部地域において、系統連系制約が生じている。接続可能量や費用等の系統情報が十分に示されていないために、発電事業者の投資判断が困難な状況になっている。

また、太陽光発電の買取価格の引下げは、小規模な住宅用の設備導入と中規模な事業者の事業参入の拡大に影響を及ぼしている。住宅用の場合、現在の買取価格では買取期間の10年で投資回収ができないという試算が資源エネルギー庁から示され、中規模の事業者の中にも、採算が合わず、事業から撤退する動きがある。都知事を始めとする九都県市の首長の連名で、国に対し、平成28年度の算定に関して「改めて設置費用を詳細に調査し、設備容量によって設置費用が異なる場合は、それに応じた価格区分の設定を検討する」ことを要請している。

再生可能エネルギーの普及は、世界各国と協力して地球温暖化対策に取り組む上で中心的な課題であり、世界規模の成長産業としても位置付けられている。その基盤をつくるのは実効性のある再生可能エネルギーF I Tである。抑制ではなく、安定した育成こそ、持続可能な地球環境をつくり、国際競争力の強化と地域の発展にもつながる。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 電力会社に受入可能な再生可能エネルギー電力量などの情報公開を義務付けること。
- 2 太陽光発電の買取価格について、中規模な事業者でも安定的な事業が続

けられるよう、10キロワット以上の発電に対して設備容量に応じて区分を細分化し、買取価格を引き上げること。また、家庭で導入する際にも早期の投資回収ができるよう、10キロワット未満の発電に対しても、買取価格を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 日

東京都議会議長 川井 しげお

衆議院議長	}	宛て
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
経済産業大臣		